

第2回会 可決した 第1回会 可決した 案

(一面から続く)

●中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当に係る規定を改めるものです。施行時期は、公布の日で、一部は平成30年1月1日です。

●中野区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業の再取得の取得ができる特別の事情を定める規定等を改めるものです。施行時期は、公布の日です。

●起震車の買入れについて財産の取得に当たり、議決をしたものです。

取得する財産は、地震体験に使用する起震車1台で、取得に要する金額は、4553万9千円です。

●中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例

物品の蓄積等による不良な生活環境を解消するため、区、区民等の責務、調査、命令、代執行等について定めるとともに、区長の附属機関として、中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する審査会を設置するものです。

●中野区立児童館条例の一部を改正する条例

U18プラザ上高田及びU18プラザ中央を廃止するものです。施行時期は、平成30年4月1日です。

●中野区立小中学校再編計画(第2次)に基づく学校再編に伴い、第三中学校及び第十中学校を統合し、新たに、中野東中学校を設置するものです。

施行時期は、平成30年4月1日です。

●中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

区が提起した旧桃丘小学校に係る土地建物明渡等請求事件について、訴訟上の和解による解決が図られましたが、一定期間にわたって、当該契約相手方の債務不履行状態の継続という状況に至ったこと、行政運営上の責任を明らかにするため、区長の平成29年7月分及び同年8月分の給料月額並びに副区長の同年7月分及び同年8月分の給料月額を10%減額することを定めるものです。

●中野区民住宅条例の一部を改正する条例

都営弥生町三丁目アパートの移管に伴い、これを区営弥生町三丁目アパートとして設置するに当たり、その名称、位置及び戸数を定めるものです。施行時期は、平成29年8月1日です。

●中野区立児童館条例の一部を改正する条例

U18プラザ上高田及びU18プラザ中央を廃止するものです。施行時期は、平成30年4月1日です。

●中野区立小中学校再編計画(第2次)に基づく学校再編に伴い、第三中学校及び第十中学校を統合し、新たに、中野東中学校を設置するものです。

施行時期は、平成30年4月1日です。

●中野区立児童館条例の一部を改正する条例

U18プラザ上高田及びU18プラザ中央を廃止するものです。施行時期は、平成30年4月1日です。

●中野区立小中学校再編計画(第2次)に基づく学校再編に伴い、第三中学校及び第十中学校を統合し、新たに、中野東中学校を設置するものです。

施行時期は、平成30年4月1日です。

画(第2次)に基づく学校再編に伴い、第三中学校及び第十中学校を統合し、新たに、中野東中学校を設置するものです。

平成30年4月1日です。

●中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

区が提起した旧桃丘小学校に係る土地建物明渡等請求事件について、訴訟上の和解による解決が図られましたが、一定期間にわたって、当該契約相手方の債務不履行状態の継続という状況に至ったこと、行政運営上の責任を明らかにするため、区長の平成29年7月分及び同年8月分の給料月額並びに副区長の同年7月分及び同年8月分の給料月額を10%減額することを定めるものです。

●中野区立児童館条例の一部を改正する条例

U18プラザ上高田及びU18プラザ中央を廃止するものです。施行時期は、平成30年4月1日です。

●中野区立小中学校再編計画(第2次)に基づく学校再編に伴い、第三中学校及び第十中学校を統合し、新たに、中野東中学校を設置するものです。

施行時期は、平成30年4月1日です。

●中野区立児童館条例の一部を改正する条例

U18プラザ上高田及びU18プラザ中央を廃止するものです。施行時期は、平成30年4月1日です。

●中野区立小中学校再編計画(第2次)に基づく学校再編に伴い、第三中学校及び第十中学校を統合し、新たに、中野東中学校を設置するものです。

施行時期は、平成30年4月1日です。

●中野区立児童館条例の一部を改正する条例

U18プラザ上高田及びU18プラザ中央を廃止するものです。施行時期は、平成30年4月1日です。

賛成討論

石坂 わたる (無所属)

反対討論

広川 まさのり (共産)

中村 延子 (民進)

むとう 有子 (無所属)

近藤 さえ子 (無所属)

(審議結果 可決)

第2回会 可決した 第1回会 可決した 意見書

精神障害者も心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象とすることを求める意見書

現在、東京都の心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象者は、身体障害者手帳1級・2級(内部障害は3級まで)または愛の手帳1度・2度の障害者となっており、精神障害者は対象外となっています。

精神障害者の精神疾患に関する通院治療については、自立支援医療により医療費の負担軽減が図られていますが、他の診療科を対象としていないため、収入の少ない精神障害者にとっては医療費の負担が大きくなっています。

平成26年1月にわが国が批准した障害者権利条約は「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」

を目的としています。全ての障害者が分け隔てなく、個々の状況に応じたサービ

スを受けることにより、誰もが地域の中で安心して住み続けられることが重要です。こうした中、心身障害者医療費助成制度において、精神障害者を対象外にしたままであることは、課題があると考えます。

よって中野区議会は、東京都に対し、精神障害者も心身障害者医療費助成制度の対象とすることを求めます。

「中野区イクボス宣言」を支持する決議

誰もが仕事にやりがいや充実感を感じる一方、子育て・介護の時間や、自己啓発等にかかる時間を持つことができない、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの実現が求められている。

「中野区イクボス宣言」を支持する決議

誰もが仕事にやりがいや充実感を感じる一方、子育て・介護の時間や、自己啓発等にかかる時間を持つことができない、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの実現が求められている。

平成29年6月15日、中野区では、区長をはじめとした全管理職の名において、「中野区イクボス宣言」が行われた。

これは、区の職員が個人としての充実した生き方を仕事に生かすことにより、仕事の質が高まり、それが区民にとっての最大の価値を生み出すことにつながる

との理念にたち、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備を、「イクボス」自ら率先して実践するというものである。

「中野区イクボス宣言」に示された、職員が安心して出産やその支援、育児、介護に取り組むことができる職場環境、超過勤務の縮減や休暇取得を進める職場環境、ワーク・ライフ・バランスの実現は、中野区議会としても希求するところである。

よって、中野区議会は、「中野区イクボス宣言」の理念を支持し、区民価値の最大化の実現に向けて取り組んでいく。

第2回定例会における請願・陳情の審議結果は、次のとおりです。

第1号請願 哲学堂弓道場の限度額(利用料金)について

――全会一致

第1号陳情 精神障害者も心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象とする

ことについての陳情書(1項)(意見書提出)――みなす採択

不採択

第1回会 可決した 第1回会 可決した 案

区長提出議案

●土地建物明渡等請求事件に係る訴訟上の和解について

区が訴えを提起した旧桃丘小学校に係る土地建物明渡等請求事件について、訴訟上の和解を成立させるに当たり、議決をしたものです。

●専決処分の承認について

「中野区特別区税条例の一部を改正する条例」について、地方自治法の規定により専決処分をしたためその承認をしたものです。

主な改正の内容は、軽自動車税の賦課徴収の特例を定めるとともに、上場株式

第2回会 可決した 第2回会 可決した 案

議員提出議案

●区内駅周辺等まちづくり調査特別委員会の調査事項等の変更について

●防災及び危機管理対策について

●東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙における候補者の推薦について

等の配当所得等に係る譲渡所得等に関する課税方式等について規定するものです。

等

